

いま気になる2つのこと

副会長 瀧上 玲子

主な担当業務
法律相談・紛争解決・交通事故・弁護士紹介等の各センター、よろず相談会、東京法律相談連絡(協)、高齢者・障害者、犯罪被害者、税務、関弁連



法テラス業務開始までの道のり

この記事がLIBRAに掲載される10月には、4月から今まで必死に取り組んできた日本司法支援センター(法テラス)も業務を開始し、これに併設される弁護士会法律相談センターも立ち上がっていることとなります。今まで何年にもわたり、議論されてきた日本司法支援センターではありますが、実際に制度が始まるにあたり、ある種のパッションに突き動かされて、一気に詳細な制度設計を行なわなければなりませんでした。

4月初めから関連規則等を洗い出し、会則会規改正のために、定期総会と間もおかず臨時総会を開催し、その前後、会員集会等の会内説明会を繰り返す。この間、東京三会と法テラス東京との交渉が続く。法テラス東京の所在地に法律相談センターを開設し、弁護士会館3階の機能を移転する、そのために東京三会の協議を重ねる。

こうしてようやく10月に業務が開始されることになるわけですが、やはり新しい制度というのは不安がつきものです。私が担当する分野で言えば、情報提供業務を担うコールセンターがうまく機能するのか、市民にとって期待外れになりはしないか、法テラスにおける犯罪被害者支援は有効なものとなっているか、かえって混乱を起こさないか、弁護士会館から大がかりに四谷へ移転する弁護士会法律相談センターは市民に周知されて、従来より相談者を誘致しうるだろうか、機能を拡充することができるかなど心配なことばかりです。

この記事を読まれた会員のみなさまは、10月に私が暗い顔をしているか否かで、上記結果を推測してみてください。

会務? それとも趣味?

2004年11月に東京に設立された災害復興まちづくり支援機構の代表委員に就任して、もうすぐ2年、2006年11月末で任期満了となります。もともとは法律相談センター運営委員会の委員長をしていたことで、引き受けた役職ですが、以後震災づいた仕事が続いています。

新潟県中越地震が発生したため、山古志村が全村避難で入れないうちから、特別許可で視察に行ったり、復興関係の会議に出席したりという活動を行なってきました。また、東京都が行なう復興模擬訓練に参加すること10回以上、会務がいつのまにか個人的な興味の対象に替わってしまいました。電車の中、街を歩いている時など、東京に大震災が発生して、阪神・淡路大震災時のイメージで都市が崩壊していく様子を想像することがよくあります。また、街なかで危険地域を確認したり、補強工事がすでにされた公共建物を判別できるなど、弁護士の業務とは直接関係のない能力が備わってきたようです。

それがまた本年度、関弁連シンポジウムのテーマとして「大規模災害に備える」が採用されて、担当副委員長、担当副会長と、また会務に戻ってきました。関弁連シンポジウムの調査の過程で、私と同年の大学教授に私たちが生きている間には起こらないかもしれないという話を聞いて、意気込んでいた気持ちが一気に削げ落ちた感がありますが、それでもいつ起きるか分からないものに情熱をかけることもいいではないかと思直しているところです。

みなさんも大規模災害に備えましょう。